

ズ、其上御病身ニモナラセラレ候得バ、以ノ外ナル儀ニテ、右ノ女ノ中ニ、定メテ、一人カ二人敵有ベシ、夫ヲ存タラバ、只今切殺サント存、追カケ候得ドモ、大勢ノ中ニテ何レトモ知レ難ク存候ト、諫言申上シニ、秀吉公モ道理ニ伏シ給ヒ、御笑ヒ成サレシトゾ、

〔岩淵夜話別集〕一家康公岡崎の御城に被成御座候時、勅使上使などの有之時、饗應の爲、長三尺程づゝの鯉三本、生洲の中に爲放置らる、然る處鈴木久三郎件の鯉壹本取上させ、御臺所にて料理申付、其上信長公より参たる南都諸白一樽、口を切せて呑喰ひ、人にも振舞に付、定て鯉も酒も拜領致ての義なるべしと存候處、程過て御活洲を被成御覽候時に、三本の鯉二本ならで見へず、活洲預りの坊主を召て、御尋被遊候へば、鈴木久三郎取上させ料理致し、并南都諸白の口を切、其身も給人々にも振廻候と申上の家康公以の外怒らせ給ひ、御臺所を御吟味被成候處、彌其通りなれば御機嫌損じ、御自身御手討に可被遊と被仰出、御長刀の鞘をはづし給ひて、廣様に立せられ、鈴木を召出さる、久三郎覺悟致し、聊わるびれたる氣色なく畏り候逆、御路治より罷出候、其間三十間計あつて畏る、鈴木不届者め、成敗するぞと御詞を掛させられ候へば、久三郎は大小をぬき、五六間跡へ投出し、大の眼に角を立申けるは、抑魚鳥に人間を替るといふ事あるものにて候や、左様の御心にて天下の望は成まじく候、我等事は被成度よぶに可罷成と言て、大肌ぬぎになつて、御側近く寄所に、御長刀を捨させ給ひ、最早免すぞと仰られて、其ま、御座敷へ被爲入、則久三郎被召出、其方忠節深き心入の程感じ入、満足に思ふゆへ、先日鷹場にて鳥を捕、城の堀にて網を打し、兩人の徒の者共、只今赦免するぞと仰られければ久三郎涙を流し、私體の寸志を如斯御取上被成被下置候は、近頃難有義に御座候、偏に天下を知し召るべき瑞相なりと申上げると也、

〔藩翰譜本多〕天正三年三月に、徳川殿、御舟中に疔といふもの出來て、既に危く見えさせ給ひしか